

「くまもとで働こう」推進本部設置要綱

（設置）

第1条 県内における産業人材の育成・確保を図るため、庁内関係部局間の課題共有や連携体制を構築し、関係部局が連携して課題解決に向けた取組みの推進を図るために、「くまもとで働こう」推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）県内産業人材の育成・確保に係る情報共有に関すること
- （2）課題解決に向けた取組みに関すること
- （3）取組みの進捗管理に関すること

（推進本部）

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長を置き、知事をもって充てるものとする。
- 3 本部長を補佐するため、副本部長を置き、両副知事をもって充てるものとする。
- 4 本部長は本部に関する業務を統括し、推進本部会議を主宰する。

（推進本部会議）

第4条 所掌事務を円滑に行うため、推進本部会議を開催する。

- 2 推進本部会議は、本部長が招集する。
- 3 特定の事項について協議を行おうとする場合は、本部長が指名するメンバーの出席により開催することができる。

（幹事会）

第5条 推進本部を補佐し、個別の課題に対応するため、幹事会を置く。

（幹事会組織）

第6条 幹事会は、別表2に掲げる所属の審議員・総括補佐等をもって組織する。

- 2 幹事会にリーダーを置くとともに、リーダーは商工労働部商工政策課長をもって充てる。
- 3 リーダーは幹事会に関する業務を統括し、幹事会を主宰する。

（他の者の出席）

第7条 推進本部会議及び幹事会は、それぞれの所掌事務に関し必要があるときは、他の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第8条 推進本部の事務局を、商工政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

知事 副知事 知事公室長 総務部長 企画振興部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光文化部長 農林水産部長 土木部長 教育長

別表第 2（第 6 条関係）

知事公室 私学振興課 企画課 地域振興課 交通政策課 高齢者支援課 子ども未来課 障がい者支援課 医療政策課 商工政策課 労働雇用創生課 産業支援課 企業立地課 観光文化政策課 観光振興課 担い手支援課 林業振興課 水産振興課 監理課 高校教育課
--

「くまもとで働こう」推進本部設置要綱 新旧対照表

旧	新
(第1条～第5条 省略) (幹事会組織) 第6条 幹事会は、別表2に掲げる所属の審議員・総括補佐等をもって組織する。 2 幹事会にリーダーを置くとともに、リーダーは商工労働部<u>労働雇用創生課長</u>をもって充てる。 3 リーダーは幹事会に関する業務を統括し、幹事会を主宰する。 (第7条 省略) (事務局) 第8条 推進本部の事務局を、<u>労働雇用創生課</u>に置く。 (第9条 省略) 附 則 この要綱は、令和6年8月20日から施行する。	(第1条～第4条 省略) (幹事会組織) 第6条 幹事会は、別表2に掲げる所属の審議員・総括補佐等をもって組織する。 2 幹事会にリーダーを置くとともに、リーダーは商工労働部<u>商工政策課長</u>をもって充てる。 3 リーダーは幹事会に関する業務を統括し、幹事会を主宰する。 (第7条 省略) (事務局) 第8条 推進本部の事務局を、<u>商工政策課</u>に置く。 (第9条 省略) 附 則 この要綱は、令和6年8月20日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年10月15日から施行する。</u>

(旧)

別表第1 (第3条関係)

知事
副知事
知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
商工労働部長
観光戦略部長
農林水産部長
土木部長
教育長

(新)

別表第1 (第3条関係)

知事
副知事
知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
商工労働部長
観光文化部長
農林水産部長
土木部長
教育長

(旧)

別表第2 (第6条関係)

知事公室
私学振興課
企画課
地域振興課
交通政策課
高齢者支援課
子ども未来課
障がい者支援課
医療政策課
商工政策課
労働雇用創生課
産業支援課
企業立地課
観光国際政策課
観光企画課
農地・担い手支援課
林業振興課
水産振興課
監理課
高校教育課

(新)

別表第2 (第6条関係)

知事公室
私学振興課
企画課
地域振興課
交通政策課
高齢者支援課
子ども未来課
障がい者支援課
医療政策課
商工政策課
労働雇用創生課
産業支援課
企業立地課
観光文化政策課
観光振興課
担い手支援課
林業振興課
水産振興課
監理課
高校教育課